

第十三回 参議院文部委員会 會議録第五十二号

昭和二十七年七月二十四日(木曜日)午後四時三分開会

委員の異動

七月二十三日委員木内キヤウ君及び小串清二君辭任につき、その補欠として前之國喜一郎君及び左藤義詮君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 梅原 眞隆君
理事 白波瀬米吉君
高田なほ子君
相馬 助治君

委員

木村 守江君
黒川 武雄君
草葉 隆圓君
左藤 義詮君
堀越 儀郎君
山本 勇造君
荒木正三郎君
前之國喜一郎君
矢嶋 三義君
岩間 正男君

衆議院議員

若林 義孝君

國務大臣

文部大臣 天野 貞祐君

政府委員

地方財政委員 武岡 憲一君

会務部長

地方自治 藤野 繁雄君

財政課長

地方自治 奥野 誠亮君

文部省初等中等教育局長 田中 義男君
事務局側 常任委員 竹内 敏夫君
会務委員 倉本正三郎君

本日の會議に付した事件
○義務教育費國庫負担法案(衆議院提出)
○委員長(梅原眞隆君) これより文部委員会を開きます。

義務教育費國庫負担法案を議題といたします。本案に対する御質疑は終了したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕
○委員長(梅原眞隆君) 御異議ないものと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のおありのかたは賛否を明らかにしてお述べを願います。なお修正の御意見もございましたら、この際お述べを願います。

○堀越儀郎君 本法案に対して本員は次のような修正をいたしたいと存じます。
先ず修正案の全案を讀上げます。
義務教育費國庫負担法案の一部を次のように修正する。
第二条第一項に次の但書を加える。
但し、特別の事情があるときは、各都道府県ごとの國庫負担額の最高限度を政令で定めることができる。
第二条第二項を削る。
附則第一項を次のように改める。

1 この法律は、昭和二十八年四月一日から施行する。
簡単に趣旨を申上げますが、原案によりますと教職員の給与費についてはその支給額の二分の一を負担するといふ第一項に並列してこの最高限度を政令で定めるといふことが第二項に設けられてあります。これは条例にも例はあるようではあります。第一項と第二項が対立しておりました。非常に比重が重く思われまして、将来この法律が適用される場合に二項を重く用いられるようなことがあつては非常に困ると思ひます。この比重をもつと軽くするのが当然ではないか。質疑応答の間で明らかになりましたところによりますと、提案者の側におきましてこれは但書くらいな意味であつて、第一項を原則として使われて第二項といふものはよくよくの場合でないと思われたいのだ、こういうふうな意味の御答弁があつたのであります。そういたしましたところと將來問題が起らないように、又間違いが起らないように第二項といふものを削つてしまつて、但書にして、比重を軽くしたほうがいいのじやないか。更に又これを適用する場合に濫用されても困るのでありますから、できるだけ絞つて特別の事情があるときは、こういうふうな条件を入れたのであります。特別の事情があるといふことは各府県間の間の懸隔が非常に大きくなつて支障を來たすような場合も予想されますし、又同じ府県内において、他の公務員との間の給与の懸隔が余りに隔りが大きいといふような弊害の起ることも予想されますので、そういうふうなことを特別の事情といふ意味に入れて、そういうふうな止むを得ないことがあつた場合にのみきめられるべきもので、原則としては第二項といふようなものはこれは余り但書にして適用しないのだといふ意味をはつきりさせたいと思ひます。

それから次の附則の場合であります。それが、原案では、原案と申しますのは衆議院から回付された修正案であります。施行期日は政令で定めるといふ意味に漠然としておりましたので、これははつきりとした施行期日を定めるべきものであります。この修正案が衆議院通過の場合においても全会一致で附帯決議をつけておきますが、これも昭和二十八年年度から施行するといふ強い希望を付して本案が衆議院を通過しておりますのでございまして、この衆議院の意向も我々尊重し、又その当時政令で定めるといふ漠然としたことしかできなかった諸種の事情も大体解消できるように思ひます。当然これははつきりとした期日を定めるべきものであるという考えの下に、かように修正をいたしたいと思ひます。修正の趣旨を説明いたしました次第であります。

○荒木正三郎君 私はこの義務教育費國庫負担法案に対する修正案を提案いたします。

なおこの修正案は高田なほ子氏、相馬助治氏、棚橋小虎氏、矢嶋三義氏、岩間正男氏の共同提案にかかるといふのであります。初めに修正案の全文を朗讀いたします。

義務教育費國庫負担法案の全部を次のように修正する。

教育費國庫負担法

(目的)

第一条 この法律は、学校教育について、その妥當な規模と内容とを保障し、併せて義務教育の無償の実現を期するため、國が必要経費を負担することにより、教育の機会均等とその水準の維持向上を図ることを目的とする。

(國の負担)

第二条 國は、毎年度、公立の小学校、中学校、高等学校、盲学校、ろう学校及び幼稚園(以下「学校」と総稱する)の教育に要する経費のうち、教職員給与費、教材費及び校舍(盲学校及びろう学校にあつては、寄宿舎を含む。以下同じ)の建設事業費について、それぞれ、その総額の五分の四を下らない額を負担する。

2 國は、別に法律の定めるところにより、義務教育の課程に属する児童及び生徒の使用する教科用圖書の購入並びにこれらの児童及び生徒のための学校給食に要する経費について、それぞれ、その全額を負担する。

(教職員給与の総額)

第三条 前条第一項の教職員給与費の総額は、第四條の規定により算出された教職員給与費の平均単価に、左の各号に定めるところによりそれぞれ算出された全国の公立の小学校の教員(校長(幼稚園にあつては、園長。以下同じ)、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭及び講師をいう。以下同じ)の数、中学校の教員の数、高等学校の教員の数、盲学校及びろう学校の教員及び養母の数、幼稚園の教員の数、小学校、中学校、盲学校、ろう学校及び幼稚園の事務職員の数並びに高等学校の事務職員(実習助手を含む)の数のそれぞれ合計数を乗じた額の合算額とする。

一 校長の数は、一学校について一人とする。

二 教諭、助教諭又は講師の数は、小学校及び幼稚園にあつては理論学級数一について一・二五人とし、中学校にあつては理論学級数一について一・八人とし、盲学校及びろう学校の小学部にあつては理論学級数一について一・五人、中学部及び高等部にあつては理論学級数一について一・八人とし、高等学校にあつては別表第一又は別表第二に掲げるところにより算出された員数とする。

三 養護教諭又は養護助教諭の数は、一学校について一人とする。但し、小学校及び中学校にあつては児童数又は生徒数が千人をこえる場合は、千人までを加えることに一人を加算するものと

し、盲学校及びろう学校にあつては小学部、中学部及び高等部の理論学級数の合計数が十二をこえる場合は、十二までを加えることにそれぞれ一人を加算するものとする。

四 養母の数は、盲学校及びろう学校の寄宿舎に寄宿する児童及び生徒の数のそれぞれ五分の一を乗じた員数とする。

五 結核性疾患により休職中の教員及び養母の数は、前各号の規定により算出された教員及び養母の数(以下この条中「基準教員数」という)に百分の二・七を乗じた員数とする。

六 産前産後の休暇中の教員及び養母の数は、基準教員数に百分の一・三を乗じた員数とする。

七 事務職員の数は、小学校、中学校及び幼稚園にあつては、一学校について一人とし、小学校及び中学校の児童数又は生徒数が千人をこえる場合は、千人までを加えることに一人を加算するものとし、盲学校及びろう学校にあつては一学校について一人とし、小学部、中学部及び高等部の理論学級の合計数が十二をこえる場合は、十二までを加えることにそれぞれ一人を加算するものとし、高等学校にあつては生徒数二百二十人までは四人とし、生徒数二百二十人をこえる場合は、百八十人までを加えることに二人を加算するものとする。前項の理論学級数は、左の各号に定めるところによる。

2 小学校及び中学校にあつて

は、各学年の児童数又は生徒数を四十五で除し、端数を一に切り上げた数の合計数とする。

二 盲学校及びろう学校にあつては、小学部については各学年の児童数を六で除し、端数を一に切り上げた数の合計数とし、中学部及び高等部については各学年の生徒数を十で除し、端数を一に切り上げた数のそれぞれの合計数とする。

三 幼稚園にあつては、幼児数を三十で除し、端数を一に切り上げた数とする。

3 前二項の規定の適用については、一分校は、一学校とみなし、第一項第一号の規定の適用については、盲学校及びろう学校、小学校、中学部及び高等部は、それぞれ、一学校とみなす。

(教職員給与費の平均単価)

第四条 教職員給与費の平均単価は、毎年度、全国の公立の学校の教員、養母及び事務職員(以下「教職員」という)について、国立学校のこれらに相当する教職員の例に準じて算出した給料、扶養手当、勤務地手当、特殊勤務地手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、日直及び宿直に関する手当、年末手当、寒冷地手当、石炭手当、退職手当、退職年金、退職一時金、死亡一時金及び公務災害補償並びに都道府県の負担に係る恩給負担金及び共済組合負担金のそれぞれを教職員一人当りの平均単価を合算した額に旅費の単価八千円を加算した額とする。この場合において、その算出された給料

の平均単価の額が現に受けている給料の一人当りの平均単価の額を下るときは、現に受けている給料の平均単価の額を当該算出された給料の平均単価の額とする。

2 前項の教職員給与費の平均単価は、小学校の教員、中学校の教員、高等学校の教員、盲学校及びろう学校の教員(養母を含む)、幼稚園の教員、小学校、中学校、盲学校、ろう学校及び幼稚園の事務職員並びに高等学校の事務職員ごとに算出するものとする。

(教材費の総額)

第五条 第二項第一項の教材費の総額は、第三條第一項の規定により算出された教職員給与費の総額に百分の十五を乗じた額とする。

(建設事業費の総額)

第六条 第二項第一項の学校の校舎の建設事業費の総額は、毎年度、二万八千円に左の各号に定めるところにより算出された学校の校舎の総坪数の三十分の一に相当する坪数を乗じた額とする。

一 小学校の校舎については、一・一坪に全国の公立の小学校の児童数を乗じた坪数とし、二坪に政令で定める積雪寒冷地帯にある公立の小学校の児童数を乗じた坪数との合計数とし、一坪未満の端数は、一坪に切り上げるものとする。

二 中学校の校舎については、一・六坪に全国の公立の中学校の生徒数を乗じた坪数とし、二坪に政令で定める積雪寒冷地帯にある公立の中学校の生徒数を乗じた坪数との合計数とし、一坪未満の端数は、一坪に切り上げるものとする。

坪未満の端数は、一坪に切り上げるものとする。

三 高等学校の校舎については、二・五坪に全国の公立の高等学校の生徒数を乗じた坪数とし、二坪に政令で定める積雪寒冷地帯にある公立の高等学校の生徒数を乗じた坪数との合計数とし、一坪未満の端数は、一坪に切り上げるものとする。

四 盲学校及びろう学校の校舎については、八・一八坪に全国の公立の盲学校及びろう学校の小学部、中学部及び高等部の児童数及び生徒数の合計数を乗じた坪数とし、一坪未満の端数は、一坪に切り上げるものとする。

五 幼稚園の校舎については、一・五坪に全国の公立の幼稚園の幼児数を乗じた坪数とし、一坪未満の端数は、一坪に切り上げるものとする。

(戦災復旧費及び災害復旧費の国の負担割合)

第七条 国は、地方公共団体に對し、その設置する学校の戦災復旧及び災害復旧に要する経費について、それぞれ、その五分の四を負担する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十七年四月一日から適用する。但し、第二条から第七条まで及び附則第七項の規定は、昭和二十八年四月一日から施行する。

2 昭和二十七年に限り、地方財政平衡交付金法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の規定にかかわらず、各地方公共団体の負担に係

る小学校、中学校、高等学校、盲学校、ろう学校及び幼稚園の教職員に係る教育費に関する基準財政需要額（以下「基準財政需要額」という。）の算定については、附則第三項から附則第五項までに定めるところによる。

3 各地方公共団体の基準財政需要額は、小学校にあつては十三万六千九百四十円、中学校にあつては十四万二千三百三十二円、高等学校にあつては十六万三千九百八十円、盲学校及びろう学校にあつては十四万一千七百二十二円、幼稚園にあつては十一万二千九百九十二円に、勤務手当、特殊勤務手当、寒冷地手当、石炭手当等を考慮して政令で定める地域別の補正係数を乗じた額に、政令で定める教職員一人当りの超過勤務手当、休日給、夜勤手当、日直及び宿直に関する手当、年末手当、退職手当、死亡一時金及び公務災害補償の額並びに旅費の単価八千円を加算してそれぞれの学校ごとに教職員一人当りの給与単価を算出し、その給与単価

に、都道府県にあつては、当該都道府県の区域内にある公立の小学校及び中学校、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の設置する学校教育法（昭和二十二年法律第百二十六号）第四十四条第一項に規定する定時制の課程（以下「定時制の課程」という。）のみを置く高等学校、当該都道府県の設置する高等学校並びに公立の盲学校、ろう学校及び幼稚園の附則第四項の規定により算出されたそれぞれの理論教職員数を乗じた額の合算額とし、市町村にあつては、当該市町村の設置する高等学校（定時制の課程のみを置く高等学校を除く。）の附則第四項の規定により算出された理論教職員数を乗じた額の合算額とする。

4 理論教職員数は、それぞれの学校ごとに、左の各号に定めるところにより算出された員数の合計数とする。

一 校長の数は、一学校について一人とする。

二 教諭、助教諭又は講師の数は、

小学校及び幼稚園にあつてはそれぞれ学級数一について一・一人とし、中学校にあつては学級数一について一・五人とし、高等学校にあつては別表第三又は別表第四に掲げるところにより算出された員数とし、盲学校及びろう学校の小学部にあつてはそれぞれ別表第三第二項第二号に規定する理論学級数（以下「理論学級数」という。）一について一・五人とし、盲学校及びろう学校の中学部及び高等部にあつてはそれぞれ理論学級数一について一・八人とする。

三 養護教諭又は養護助教諭の数は、一学校について一人とする。但し、盲学校及びろう学校にあつては、小学部、中学部及び高等部の理論学級数の合計数が十二をこえる場合は、十二までを加えることにそれぞれ一人を加算するものとする。

四 寮母の数は、盲学校及びろう学校の寄宿舎に寄宿する児童及び生徒の数にそれぞれ五分の一

を乗じた員数とする。

五 結核性疾患により休職中の教員及び寮母の数は、前各号の規定により算出された教員及び寮母の数の（以下「基準教職員数」という。）に百分の二・七を乗じた員数とする。

六 産前産後の休暇中の教員及び寮母の数は、基準教職員数に百分の一・三を乗じた員数とする。

七 事務職員（高等学校にあつては実習助手を含む。）の数は、小学校、中学校及び幼稚園にあつては、一学校について一人とし、高等学校にあつては、生徒数百二十人までは四人とし、生徒数百二十人を超える場合は、百八十人までを加えることに二人を加算するものとし、盲学校及びろう学校にあつては一学校について一人とし、小学部、中学部及び高等部の理論学級数の合計数が十二をこえる場合は、十二までを加えることにそれぞれ一人を加算するものとする。前項の規定の適用については、

一分校は、一学校とみなし、前項第一号の規定の適用については、盲学校及びろう学校の小学部、中学部及び高等部は、それぞれ、一学校とみなす。

6 市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「盲学校及びろう学校の校長」を「盲学校、ろう学校及び幼稚園の校長、園長」に改め、「特殊勤務手当」の下に「超過勤務手当、休日給、夜勤手当」を加える。

7 地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第十條中第一号を第二号とし、以下順次一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

一 学校（大学を除く。この号中以下同じ。）における教育に従事する職員に要する経費及び教育の教材に要する経費並びに学校の校舎の建設事業費

別表 第一

課程の種類		生徒数		基礎となる教諭、助教諭又は講師の数の数		第二欄の教諭、助教諭又は講師の数を補正した数		第二欄又は第三欄の教諭、助教諭又は講師の数に加算すべき員数	
通常の課程		（第一欄）		（第二欄）		（第三欄）		（第四欄）	
三百六十人以上	生徒数に百分の四・七を乗じた員数	三百六十人以上	生徒数に百分の四・七を乗じた員数	三百六十人以上	生徒数に百分の四・七を乗じた員数	三百六十人以上	生徒数に百分の四・七を乗じた員数	三百六十人以上	生徒数に百分の四・七を乗じた員数
三百六十人以下	生徒数に百分の五・七を乗じた員数	三百六十人以下	生徒数に百分の五・七を乗じた員数	三百六十人以下	生徒数に百分の五・七を乗じた員数	三百六十人以下	生徒数に百分の五・七を乗じた員数	三百六十人以下	生徒数に百分の五・七を乗じた員数
上	乗じた員数	上	乗じた員数	上	乗じた員数	上	乗じた員数	上	乗じた員数

夜間の課程	
三百六十人以下	生徒数に百分の四を乗じた員数
三百六十一人以上	生徒数に百分の三・三を乗じた員数
上	第二欄の数が十四以下のときは 第二欄の数が十四をこえ十六以下のときは 十五人 十六人

別表 第二

課程の種類		課程の種類	
週当り授業総時数 (第一欄)	基礎となる教諭、助教諭又は講師の教諭又は講師の教諭 (第二欄)	週当り授業総時数 (第一欄)	基礎となる教諭、助教諭又は講師の教諭、助教諭又は講師の教諭 (第二欄)
三百時間以下	第二欄の数が十九以下のときは 第二欄の数が十九をこえ二十二以下のときは 第二欄の数が十九以下のときは 第二欄の数が十九をこえ二十二以下のときは 二十一人 二十二人	三百時間以下	第二欄の数が十九以下のときは 第二欄の数が十九をこえ二十二以下のときは 第二欄の数が十九以下のときは 第二欄の数が十九をこえ二十二以下のときは 二十一人 二十二人
三百一時間以上	第二欄の数が十九以下のときは 第二欄の数が十九をこえ二十二以下のときは 二十一人 二十二人	三百一時間以上	第二欄の数が十九以下のときは 第二欄の数が十九をこえ二十二以下のときは 二十一人 二十二人

別表 第三

課程の種類		課程の種類	
生徒数 (第一欄)	基礎となる教諭、助教諭又は講師の教諭 (第二欄)	生徒数 (第一欄)	基礎となる教諭、助教諭又は講師の教諭 (第二欄)
三百人以下	第二欄の教諭、助教諭又は講師の教諭を補正した数 (第三欄)	三百人以下	第二欄の教諭、助教諭又は講師の教諭を補正した数 (第三欄)
三百一人から七百五十人まで	第二欄の数が十五以下のときは 第二欄の数が十五をこえ十七以下のときは 第二欄の数が十七をこえ十九以下のときは 第二欄の数が十九以下のときは 十七人 十八人 十九人	三百一人から七百五十人まで	第二欄の数が十五以下のときは 第二欄の数が十五をこえ十七以下のときは 第二欄の数が十七をこえ十九以下のときは 第二欄の数が十九以下のときは 十七人 十八人 十九人
七百五十一人以上	第二欄の数が三十以下のときは 第二欄の数が三十をこえ三十三以下のときは 三十四人 三十五人	七百五十一人以上	第二欄の数が三十以下のときは 第二欄の数が三十をこえ三十三以下のときは 三十四人 三十五人

第二欄又は第三欄の教諭、助教諭又は講師の教諭に計算すべき員数

農業及び水産に関する学科を置く場合

一学科を置く場合に計算すべき員数

二学科を置く場合に計算すべき員数

一学科を置く場合に計算すべき員数

二学科を置く場合に計算すべき員数

工業、商業その他の専門学科（農業及び水産に関する学科を除く）を置く場合

一学科を置く場合に計算すべき員数

二学科を置く場合に計算すべき員数

第二欄又は第三欄の教諭、助教諭又は講師の教諭に計算すべき員数
農業及び水産に関する学科を置く場合に、生徒数二百二十人まで、又はそれをこえて二百二十人までを加えることに加算すべき員数
工業に関する学科を置く場合に、生徒数二百二十人まで、又はそれをこえて二百二十人までを加えることに加算すべき員数
農業、水産又は工業に関する学科以外の専門学科一学科を増すことに加算すべき員数

一人

二人

二人

別表 第四

夜間の課程			
三百人以下	生徒数に百分の五・七を乗じた員数	第二欄の数が三十三をこえ三十六以下のときは三十六人	二人
三百一人から七百五十人まで	生徒数に百分四・七を乗じた員数	第二欄の数が十以下のときは十二人 第二欄の数が十をこえ十二以下のときは十三人 第二欄の数が十二をこえ十四以下のときは十四人 第二欄の数が二十一・五以下のときは二十四人 第二欄の数が二十一・五をこえ二十四以下のときは二十五人 第二欄の数が二十四をこえ二十六以下のときは二十六人	一人
七百五十一人以上	生徒数に百分の三・八を乗じた員数		二人
上			二人

課程の種類	定時制の課程 (夜間の課程を除く)		第二欄又は第三欄の教諭、助教諭又は講師の数に計算すべき員数	
	五百時間以下	五百一時間以上	農業及び水産に関する学科を置く場合 一学科を置く場合に計算すべき員数	工業、商業その他の専門学科(農業及び水産に関する学科を除く)を置く場合 一学科を置く場合に計算すべき員数
週当り授業総時数	週当り授業総時数を十五で除した数	週当り授業総時数を十八で除した数	第二欄の数が十五以下のときは十七人 第二欄の数が十五をこえ十七以下のときは十八人 第二欄の数が十七をこえ十九以下のときは十九人 第二欄の数が三十以下のときは三十四人 第二欄の数が三十をこえ三十三以下のときは三十五人 第二欄の数が三十三をこえ三十六以下のときは三十六人	第二欄の数が三十三をこえ三十六以下のときは三十六人
(第一欄)			二人	二人
(第二欄)			一人	二人
(第三欄)			二人	二人

以上申述べたのが修正案の全貌でございますが、以下若干その骨子になる点を御説明申上げたいと思います。

先づ国庫負担の対象といたしましては、義務教育に限定をしないで、公立の幼稚園及び高等学校を含めておる点でございます。次に、負担額については大幅に負担をすると、こういう考えから負担額を八割といたしておるのでございます。次に第三点といたしましては、国庫負担の対象となる教育費の範囲を、給手費、それから維持運営費、それから建築費、それから義務教育無償の原則のための諸経費等を対象といたしておるのであります。

第四点といたしましては、平衡交付金制度より完全に切離しておる点でございます。それから、第五点といましては、災害、戦災等の復旧費を見込んでおるのでございまして、それは五分の四を国庫で負担をする。

以上五点が修正案の骨子でございます。して、この修正案を作成するに当りまして、私どもの考えといたしましては、先に当参議院の文部委員会が小委員会が設けられまして、この教育費の重庫負担の問題について種々検討が重ねられたのでございます。そうして、この小委員会において慎重に研究をせられました、そうして一応の成果を見られた小委員会案がございますが、私ども修正に当りまして、この小委員会案を基礎にいたしまして、ここに考慮をいたしましたものでございます。

今更申上げるまでもなく、六三制度という画期的な新學制が足定いたしましたのであるでございますが、併しこれの裏付となる財政の確立の問題が十分でございます、そのために現在教

育のいろ／＼な面に支障を来たしてお
ることは、各位のすでに御了承の通り
でございます。どうしてもこの支障を
克服して、そうして教育を正常な状態
に、更に力強い発展を図るためには、
ここにどうしても大幅な国庫負担が必
要であるというまあ見解に立つておる
のであります。そういう見解に基き
まして、ここに修正案を提案するに至
つた次第でございます。どうか各位に
おかれましては、十分御審議を頂きま
して、この修正案に御賛同を賜わりた
い、かように考えておる次第でござい
ます。

基だ簡単でございますが、修正案を提案いたしました者を代表いたしましたしまして、提案理由を御説明申上げた次第でございます。

○相馬助治君 私は社会党第二控室を代表して、只今議案と相成つております義務教育費国庫負担法につきまして、衆議院回付にかかる原案に反対いたしました、なお堀越鐵郎君提案にかかる修正案に對し反対いたしました、只今荒木君説明にかかる修正案に對し賛成の意思を表明するものであります。

先日私はフイヒテの書かれた「ドイツ國民に告ぐ」を敬虔な氣持を以て讀返して見ました。書かれておりますることは、戦いに敗れたドイツが、真により立派なドイツを建設するためには、他の民族に頼つてはならない。みづからの力によつて起上らなければならぬ。みづからの力によつて起上るといふことの具體的なことは、教育を尊重することである。即ち教育を尊重せずしてドイツの復興はあり得ないといふことを烈々と述べております。誠に我々はこのフイヒテの言葉に耳を傾く

べき時代である」ということを、この際諸君と共に私は銘記したいと思うのでございます。日本が戦争に敗れて非常に財政的な不幸の中にあり、教育も又制度その他において変転極まりのない歴史を辿つて参りましたが、その間に於いて、種々批評はありましようけれども、文部当局が善意を以てこれららの問題に對して対応せんとして來た努力を、私は一応称讃するにやぶさかでないでございせん。併しながら、残念なことに、現政府によつてはそれらの考へ方というものは実現し得なかつたこととを、私は極めて遺憾に思うのでござい

ます。若しそれ言うがごとく、日本は文化国家であるとするならば、又文化國家でなければならぬとするならば、文化國家とは積極國家の意味でありますが故に、足らない金でありますけれども、やりくりではありまするけれども、先ず教育の面にこそ財源の多くを注がなければならない。これは教育者の我田引水ではなくて、この道こそが私は日本民族を再興せしめる、日本を再建せしめる道であるということを確認して憚らないのであります。

先に衆議院において議員提出によつて義務教育費国庫負担法が上程されました。いろ／＼問題はあろうと存じなものでありますけれども、与党である自由党の中の議員の中に、かかる法案を提案し、義務教育費国庫負担法の精神を僅かながら貰かんとする良識ある態度に對して、私は文句なしに敬虔な態度を以て称讃を送つていたのであります。ところが、そのあと再び今度は議員提案によつてこの法案は修正された。修正されたというよりはむしろ変貌され

た。誠に拙案した精神とは似ても似つかぬものがそこにでき上つて、衆議院において可決され、これが本院に回付されたことを私は極めて悲しむのでございます。従ひまして、この原案について見るならば、第一条に掲げてあります目的は、実に堂々としたものであります。当然として、第二条以下においてこの目的に到達するべき手段方法が明示されなければならぬにもかかわりませず、それを満足せしめる何ものもないことを私は遺憾とするのでございます。勿論この法律案というものを成立せしめて、ベストではないが

ベターを狂つて、少しすつても前進するのために、この法律案を成立せしめるべきであるという議論のあることを知つております。又それには相当の理由のあることも知つております。勿論私は今の日本の国の置かれてゐる財政的な現実に眼を覆うものではありませんけれども、併しながら、この第一条に示された目的に到達すべくは余りにもその内容が淺薄であり、余りにもその内容がいわゆる羊頭狗肉のものであるということを断ぜざるを得ないのであります。その他のろ／＼な点について触

一点心配いたしますことは、本法案が成立いたし、文部大臣以下文部當局その他教育行政に當る者皆本法律案によつて教育財政の確立を期せんとするときに、かかるあいまいな法律を以てして果してこれらの諸君が満足するやうなこれが支えたり得るか、残念ながら私は否と答へざるを得ない。再びこの法案によつて、極めて勝手な日本の大蔵官僚によつて日本の教育が財政の面に歪められるのであらうことを私は

な内容について或いは政令というよう
な問題について種々の議論はございま
するが、それは委員会において質疑の
うちに尽きたのでここには触れませ
ん。

この原案に對しまして堀越儀郎君の提案された修正案というものは、その施行期日を明確ならしめたという点においてこれは敬意を表するに値するものであると存じます。且つ又第二条一項におきましては、その政令の規定というものが将来多くのトラブルを生むであらうという観点に立ちまして、これらの点についてもよりよきものに改めんとする善意の努力が払われたことに對しましては、衷心敬意を表するにやぶさかでございます。併しなからその善意にもかかわらず、修正案に現われたる文面それ自体が持つ内容、それ自体が及ぼす法的影響というものに至りますというと、恐らく將來發議者の意思を離れてこれ又あいまいなものであると第二条一項の問題においてはきめつけられる時代が来ること必定であらうと存ずるのであります。施行期日を明確ならしめるということについては、これは文句なしに我々は賛成でございます。併しながらこの部分の中のこれに賛成、これに反對というわけに参りませんので、その労を多としながら、その労に敬意を払いながら私は残念ながら堀越君提案にかかる修正案に對しまして反對の意思を表明するものであります。

次に只今荒木正三郎君説明にかかる修正案は、種々問題はあろうと存じます。併しながら現在置かれておる日本の位置、現在置かれている日本の財政

的な現実、現在置かれてある教育の現実、将来あらねばならぬ教育の姿、この諸般の事情を勘案いたしますると、その目的到達に對しましては、先の原案並びに修正案に對しましては、甚だしく飛躍して、これは誠に妥當なる内容を持つものであると確信するものでございます。従いまして私はこれについても具体的な内容について見解の二、三を述べるべきであらうと存じます。いづれ本會議における時間を頂戴いたしまして論及せしむる自由をここに保留いたしますと共に、衆議院回付にかかる原案並びに堀越磯郎君にかかる修正案に對し反對し、荒木正三郎君修正にかゝる修正案に對しまして我が会派は賛成の意思を表明する次第であります。

○委員長(梅原眞隆君) 他に御意見はございませんか。

○木村守江君 私は自由党を代表いたしました。只今上程されました義務教育国庫負担法案につきまして堀越磯郎君の提出にかかる修正案に賛成いたし、なお同修正部分を除きました本案に賛成いたし、荒木正三郎君以下提出の修正案に反對するものであります。

御承知のように、敗戦後の日本の再建は、その根幹を教育に待たなければならぬといふことは私が今更申上げる必要がないと存するのであります。ややもすれば戦前日本の教育が国民の教育にあらずして、いわゆる中央集権的な教育であつたことがあの敗戦に導いたところから、教育は民主的な教育に入らなければいけないといふことになつて参りました。ここに民主的教育の確立を見るに至つたのであります。民主教育の確立に際しまして最も

重要なことは、御承知のごとく教育財政の確立だと考へるのであります。かようなことを考へて参りましたときに、特に義務教育の重要性を考へてここに義務教育費の国庫負担法案なるものを上程されましたことは誠に時宜を得た処置であると考えまして私満腔の賛意を表するものであります。その法案の内容につきましては先般衆議院の委員会におきましていろいろ論議されましたところでありまして、私はこれを承諾いたしました。この法案の足らざるを堀越磯郎君の修正案によりましていわれる明確化されましたことは、これ又賛意を表さなければならぬ点であります。

かような観点から、自由党といたしましては、この修正案並びに修正案を除いた本案に賛成いたすもので、衆議院送付の本案に賛成するものであります。なお荒木正三郎君ほかの提出されました修正案は誠に教育の理想を掲げられました立派な法案ではあります。が、義務教育費国庫負担法というやうなこの法案と眺み合せまして、或いは幼稚園或いは高等学校等、あまねく教育の全般を網羅いたしました点につきまして、かような状態におきましては、国立大学を併せまして日本教育を全部国庫がこの掌中に入れるといふやうな形態になつて来る虞れが十分にあると私は考へるのであります。勿論国家財政のあり余る状態におきましては、かような状態の再現も決して否定するものではないものであります。が、現在の日本の状態におきまして、かような法案が本當に日本の実情に即応したかといふことを考へましたときに、私は残念ながらこれに反對せざるを得ないのであ

ります。只今相馬君等から、衆議院送付の本案につきましては非常に物足りないやうなことを申されましたが、教育は私に一日にしては成り得ないといふものであると考へます。又教育は決して金額の多寡によつてはその成果を決定するものではないと考へるのであります。私は教育こそ順次にこれを積み上げて、そしてその成果を得なければならぬと考へるのであります。

かようなことから私は今回の法案の第一条に示された精神に則りまして、漸次この法案の充実を期することを考へましてこの法案に賛成し、荒木君以下の修正案に反對する次第であります。

○高田なほ子君 私は社会党第四控室を代表いたしまして衆議院から回付されました原案並びに堀越磯郎委員修正案に對しまして反對をいたし、荒木正三郎委員提案の修正案に對しまして賛成をいたすものでございます。申上げてもなく憲法第二十六条において、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に應じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」「こゝして義務教育が国家において無償でなされること」が明確に規定されておりますが、これは一つの政治倫理であり、当面の政治に携わる者がこの政治倫理に對して忠実であることは申上げてもよいのでございます。こゝした一つの精神は、先頃衆議院十五名の議員によりまして、現今の児童を囲むあらゆる環境の悪さから非常な学力の低下、並びに不良化といふやうな姿を來たしておることは一にかかつて日本の教育財政が確立しておらないといふ観点に立たれまして、先頃十五名のか

たがたによつてこの教育財政確立のためのいわゆる案が出されたのでございしますが、この義務教育費国庫負担法案なるものは、私どもの考へ方からいたしますとやや不満足な点があります。いたしまして、この憲法の示す教育の向う方向に一步歩を進めたものであるという観点に立ちまして、この成行に、当面の若林議員たちの活躍に對しまして誠に敬意を表しておつたわけでありまして、因らうも政府手党内のいろいろの事情からその折角の原案も全く骨抜きにされた形になつて今衆議院から回付されて参つたといふ義務教育費国庫負担法の原案となつたのでございます。これは漏れ承わるところによりまして、衆議院文部委員、わけて自由党のかたへにおかれまして、さながらこの原案は卵の中の黄味と白味を抜いた殻のやうなものであつて、この殻を埋めるためには今後非常に努力をしなければならぬといふ痛切の声を発せられたやうに伺つておるのでございます。誠にこの原案の率直な良心的な歎息は宜なるかなでありまして、わけても最低の教育を確保するためのその微塵さへも示されておらない。而もそれが将来どうなるかわからないといふやうな一片の政令に託されておる。而も施行期日さえもがまるで白紙委任状のやうな形になつておつて、相馬委員からの反對理由にも述べられましたやうに、まさに羊頭も述べられ持たざるを得ないといふやうな始末でございまして、この点から考へまして、どうしてこの原案に對して私どもは良心的に反對せざるを得なかつたわけでありまして。

更に堀越磯郎委員提案にかかわる修正案はこの原案の持つ欠陥を是正されるための非常な御努力がここに現れておるわけでありまして、わけて施行期日を政令において定めるといふやうな古き今未嘗有の法案の欠陥を修正された点については最大の敬意を払ふものでございまして、義務教育費国庫負担そのものを確立するための最も心臓部分であるところが修正され得なかつたといふ点において、これ又私どもとしては教育の機会均等という、これを実現するために、どうしてもこれに良心的に賛成することができないので反對をするわけでございます。

荒木正三郎委員の提案による修正案は私の今主張いたしました原則に極めて忠実であるものでございます。木村委員はこれは理想案であつて、日本の実情に即し得ないといふ御批判がございましたが、これはまさに観念の相違でありまして、日本の実情の分析をこゝでつら／＼申上げる時間とございせんけれども、この学力の低下を埋めるための最低教育費をどこで一体埋めて行くかといふことは、日本の現状にとつて緊急不可欠な極めて重大な問題でございまして、而も予算的に財政的に日本の実情に即し得ないといふ御主張を若しなさんとするならば、この日本の總國家予算の四分の一を占める龐大な再軍備に廻す費用があるとするならば、その一部分をこの義務教育に廻すといふことは、私政治家としての當然の良心ではないかと深く考へるわけでありまして、私は日本の余りにも恵まれな子供たちのために、日本のこのみじめな現状を文化國家としての半頭一步を進める上においてもどう

念願いたしましたとして討論を終ります。

○岩間正男君 私は日本共産党を代表しまして、衆議院送付の原案並びに堀越君提出の修正案に反対いたします。そうして荒木君その他提案の修正案に賛成するものであります。言うまでもなく日本の教育改革期に当りまして教育財政を確立するということは、これは非常にいわばものの形に添うような必要によつて要求されて、長年の間これが国民大衆の要望としてしばしば国会にもいろ／＼な形であらゆる角度からこの意思が通達されたところであります。ところで今日このような全国民の而も深い民族的な意識に立ち、そして子供を愛する親心から発しましたところの止むに止まれない念願が只今我々の手許にあるような原案という形でここに表現されるということは、実に日本の現在の政治そのものの体制がさながらに窺われることであつて、これは民族の立場に立ちまして非常に残念至極と言わなければならぬと思うのであります。この法案によりますというところ、この法律の目的としまして、第一条でいろ／＼勸諭書きが述べられているのであります。先ず第一に「義務教育について、義務教育無償の原則に則り、国民のすべてに對しその妥當な規模と内容を保障するたため、国が必要なる経費を負担する」ということが第一に、更にそれによつて「教育の機会均等とその水準の維持向上を図ること」を謳つておるのであります。この二つの目的は全く日本教育改革におけるところの根幹をなすもの

これは予算の審議の過程におきましても我々は質問したのでありますけれども、殆んど何ら裏付されていない、こゝういう形でこの法案は成り立つてゐるのであります。そうしますというと先ほども羊頭狗肉というような言葉があつたのでありますけれども、これは国民のできればこゝうしたいという希望をこの法案に謳つておつて、実はそのことは将来のことに属しておる。現実の内容としましては殆んどこれは言うに足りないところの問題にならない内容でこの法案が通過されるということとは、羊頭狗肉なんという言葉よりもつと國民を欺瞞する内容としか言えないと思うのであります。我々がなぜこゝういう点を大きく声を大にして叫ばなければならぬかというところ、日本の教育改革は、戦争前の教育について見ますというところ、これはやはり一種の精神主義であつた。教育というものは、先ほども木村君の説によりますと、金額の多寡によつてきまるものでない。こゝういうことをあなたは言われたのであります。が、これほど古い教育観というものが、これを現わしたものはないと思うのであります。なぜかというところ、私は戦前の時代を分析して見ますと、殆んど教育が日本において精神主義をとらなければならぬかつたということは、これは裏付としての教育財政の裏付がなかつたから、そのために止むを得ずその足らないところを精神で埋めた。これは今日においても丁度天

野さんが現在とられておるのと似ておる。いろ／＼予算がとれない、仕方がないから国民実践要領、修身要領、漢文、こういう金のかからないほうに大変太鼓をお打ちになる。こういう内容的な予算をとるという面において余り実績を我々は期待して……大いに我々も天野文相に対して援助を惜しまないつもりでおるのがありますが、これは現在の政治情勢では殆んどとれない。こういう形で精神主義に落ちておる道歩んでおるということは紛うかたない事実であります。このことでも明らかなように戦前の教育に落ちておるといふことは、財政との関連において教育の方向を見ることによつて見ておるのであります。戦前の教育は、言うまでもなく具體的に挙げますという、例えば中学校に進んだ子供は全体のどれだけかというのを統計的に見ますと、全体の小学校の生徒の約二〇％であります。二割に足りない子供が中学校、女学校に進んで、あとの八〇％の子供は実是一家の経済の負担から中学や女学校に進むことができなかった。その中に人材がなかつたかという、たくさんの人材が埋もれておつた。これらの人材を本當に富める者も貧しい者も均しなみに教育をする、いわゆる今度の憲法によつてきめられた義務教育無償の原則が十分に果されるならば、こういうことによつて今埋もれておつた人材をここで大いに啓蒙しまして、そうしてこれを新たる日本の今後の発展のために、十分に使うことができるわけなんです。そういう点から考えますと、教育というものは、これはどうも現在消費というふう

な、或いは余裕があればやるというよう
うな有閑階級の戯れのように考えられ
ておりますけれども、実は一国の政治
から考えますと、はつきりした生産で
ある、次の時代を建設する最も時代的
な人材を養成するところの生産であ
る。従つて一国の財政の中で占める教
育費は何であるかという、生産費で
あるということを我々はここに確認し
なければならぬと思ふ。然るに今ま
での社会主義国家の体制の中におきま
しては、余裕があれば何とか殫す。
(「資本主義だ」と呼ぶ者あり)間違ひ、
資本主義体制におきましては、余裕
があればやる、こういう形でまるでポ
ケットの金でも与えるような形で教育
が営まれて来た。ここに教育のさかだ
ちがありましてので、今日教育改革の
問題を辿つて行きますと、我々もいさ
さか終戦後五、六年この問題のため
に落ち込んで来たつもりであります
が、問題を実つきつめて行くと、全部
教育財政に落ちるのであります。一学
級の子どもが先生の定員を切られる
と、今五十人が六十人になる、北海
道では百人を超えておるといふよう
に見えました。個性的教育とか、民
主的な人間を作るといふことは空念
仏に過ぎない。どうしてもしや切れ
ない大量生産的な教育にならなけれ
ば、粗製濫造になります。粗製濫
造にない、人間の尊重ということと
ましますといふと、従つていざとい
うときには肉弾の代りにこれを使う
といふこと、一応は、実は一山三文
で、去の姿、帝国主義的侵略戦争と
教育の問題、こういう一つの組織
体、こういう一つの組織を見ますと、
全部教育財政の問題と深い関連が
あるのであります。従つ

てこの問題を解決するところにある根をおかなければ真の教育改革などということは、言つたつて空念仏に過ぎないのであります。我々が少くとも終戦後再び戦争をしない、そして飽くまでも平和憲法に徹する、そしてその面におきまして何と言つても国家の先ほども申しました一つの大きな原動力になりますところの人間生産の面において教育費を確立するという念願は、国の次の時代というものを創造発展させ、そしてあらゆる人材をそこに集合して行くという大きな念願にかかつてゐる。従つて当然そのためには国家は生産費をして積極的に教育費を支出すというところが当然なければならぬ。若しそういうような考えを持つてゐない。若しできない政権が教育を担当するときは、現在のような姿に落ちざるを得ない。残念ながら木村君の言葉尻に食下つたやうで悪いのでありますけれども、「そうじやないよ」と呼ぶ者あり」これはどうしてはつきりした理論の示すところであります。こういう形でいつてゐるのであります。もう一つ当然、従ひまして義務教育無償の原則というものは最低限度大きく少くとも日本が再び戦争をしない新らしい、本当によく使われる言葉ですが、文化国家とか何とかいう建前を貫き通すためには少くともつと大幅な教育費を齎然として積極的に出すと、こういう決意がなければこれは果されないう。ところが殆んどこの法案では原行法を全くちよつと変えただけで平衡交付金でやつていたものを枠外で出して、そしてこれを別に半額負担、実質の半額負担という形で出すに過ぎない。それにちよつと何か刺身のつまを

うと、現在の日本の財政面の態勢、日本の置かれている立場を見ますというと、どうしても再軍備費は今よりももっと増大せざるを得ない。或いは今年中に警察予備隊が十一万から十八万になる、或いは来年までには三十万になる。そしてフリゲート艦八隻、その他で六十隻、アメリカの武器貸与法によつて借りられる、又これらの損害の補償も考えなければならぬ。それから海上保安庁の増強の問題もある。そういうことを考えますと、北大西洋条約で要求されております武器貸与を受けるその保障としては国民所得の約一〇％を支出するというのが条件になつておりますが、日本の場合は現在ではかういふような軍備費に二千億余りでありますが、少くともこれが五兆三百億の今年度の国民所得から考えますと、五千億余りがこれはどうしても要求される時代が来るのではないか。こういうことを考えますと、教育費は今後かういふ法案を突破口として拡大して行くのだということを言われますが、多くの希望はわかるが、少くとも現実が、即さない、少くとも現実把握して、そしてその動向の中でせういふような危険に對して我々がはつきり今から考えておくというのが、少くともこの法案を考へる趣旨だと思ふのでありますが、せういふ点から考えますと現状の分析と把握が非常に足りないと思う。當然むしろこれは教育費は相対的に絞られなければならないが、来年度は再軍備の關係で必ずしも多く絞られて来る。かういふことになりましたと、当然現在の法案に對しまして現在持つてゐるところの予算内容というものが低下せざるを得ないところに追い込められる、

そういうところ、最高制限というものはどういふふうにかかると。これは言うまでもなく、いづれも制限法案、或いは弾圧的な性格を持たざるを得ない。そういうものを適用しないように努力される、こういうことを言われるのです。が、そんならこれをどういふふうにして努力されて来たかという、これは今までの努力の経過を見ますという、もつと政治に対して強い権限を持つていられる場合であります。残念ながらそういうふうには教育は今日日本の中心課題にはなっていない。国会の片隅の問題として論議されている。多くの人の関心事であるにもかかわらず、実際はそうなっている。而も政治力は弱いて、第二項のごときは私は当然これは削除すべきだと思ふのであります。これは堀越君の修正案によりますと、これについて「特別の事情があるときは、」という修正がされておるのであります。併し特別の事情があるときは、という特別の事情が恐らくあつたから、こういうふうな私は修正がなされたと思う。ただ表面に譲れないだけで、恐らく適用する必要があるから衆議院の自由党の支部委員の諸君が努力されたにもかかわらず、これは地財委並びに大蔵省との関係において、こういうふうな修正がなされたと思ふ。それをこのような言葉だけ変えるということ、何ほど救われるかというのを考えますと、これは一つの気休めにならなければ仕合せであらうと思ふ。こういうふうな形でこの法案の欠陥を私は指摘し並びにこれに対する堀越君

の修正案も同時に私は論じたいと思ふ。あります。又ここで施行時期を決定したという点は先ほど述べたように、一歩前進とも言われるのであります。が、大体この法案は来年の四月一日から施行されるという場合に、而も三年七カ月前に選ばれた政権によつて絶対多数という形で、そうしてこの法案が今日ここで一体解散を前にして行われなければならないかどうかという結論につかる。而もその前に考えて見ると、これはいつ施行するかからいふと、この法案をそんなに急いで自由党の諸君が努力されたかという点において、実は疑いたくないのであります。これは選挙を前にしてやはり何か意味を持たせたいということではなかつたか、これは残念ではあります。若し何んかふに考えざるを得ない。若し何んかしたらやはり多くの大衆の意見を聞き、解散後にはつきり、時間があるのではありません。堂々としてこれは大衆の意見、日本国民大衆の本當の真意を聞いてその上に立つてこのような法案を再軍備との関連においてどうするかということを決定すること、私は本當の民主主義的な政治だと思ふのであります。が、それにもかかわらずどうも随分前のことを今のうちから作つておいて、そうしてこれは来年から実施するのだという点で、いまいましい線が含まれております。こういう点は非常に私は賛成することができないのであります。

これに對しまして、荒木君の修正案の線でありまして、これは我々が教育小委員会といたしまして何日かかかりまして、各会派が超党派的な立場から問題を検討して一応得られた案であります。参議院としてはこれを實現するためにあらゆる努力を先にするのが、我々議員の當然の今までの政治的なこれは一貫した審議方針じやないか、審議方針というものが一貫されたところのものじやないかというふうには私は思ふ。然るに現実はどうにもならんからというので一つのそういう小委員会まで設けられまして決定されたものが、殆んどこれは顧みられることなく行つてしまふという事は、大変我々としては残念であります。これについてはどの会派も一応賛成されてきたものであります。この線によつて當然このような修正案が出されて、無論我々共産党といたしましては、その法案については無論過渡的なものだと思ふのであります。我々もつとつと高い一つの要求を持つておるのであります。併し現状において少くともいふ／＼な点から、再度から計算しまして、義務教育無償というところを、教育の機会均等というところを、少くとも口にするならば、最低線としてこれだけのものは通しておかなければ、これは少くとも口はばつた義務教育費国庫負担法などという堂々たる銘を打つて出す法案にはなり得ない。そうして又何ら問題の、先ほど申しました／＼な点を解決する鍵になり得ないのだというふうには考へるのではありません。そういう点で我々はこの最低の要求を出しまして、少くともこの線を通過するために今後とも、仮にこの法案はどういふふうにか決定を見るかわかりませんが、我々我々としては飽くまでこの線を貫くために努力したい、こういうふうにか考へる

ものであります。以上なが／＼申述べましたが、私の原案並びに堀越君の修正案反対、並びに荒木君の提案の修正案に対して賛成意見を申上げる次第であります。○矢嶋三義君 私は第一クラブ代表いたしまして、堀越君の提案にかかる修正案並びにその修正部分を除く原案、そのいづれにも反対いたします。荒木君提案にかかる修正案に賛成の意を表すものであります。私はやがて提案されるであろう本会議において討論をいたしたいと思ふので、ここでは極く簡単に申し上げておきます。その名こそ異れ、或いは標準義務教育費法案という名前前におきまして、天野文部大臣の前任文部大臣時代から全國民的な要望に應じて国会において種々審議され、更に政府において研究されました。要するに義務教育費の國民負担を少しでも軽くしたい、こういう念願の下に発足しました法律案が、現段階になりました。一部のかた意見を異にする立場において一応の終止符を打たなければならなかつた事柄を非常に悲しく思ふものでございませう。私はこの法律案の審議の過程において吉田総理が一度も本委員会に出席されなかつたことに対して、深く遺憾の意を表します。本国会に幾多の法律案が提案されて、殊に重要法律案はかく／＼と言われておりますけれども、先般参議院においてその審議に非常に重大な過程を辿りました。破防法案、かくのごときはまあ消極的法案でありまして、建設的積極的法律案という立場から考へますならば、私は破防法案にも増してこの法律案は大事なものだと考へておるのであります。

す。独立の門をくぐつて独立の庭に入つた我々が、今後如何なる方向を辿るかというのをまさに決定付けるところの私は性格を持つた極めて重要法律案であるというふうにか考へまして、この法律案審議の過程におきまして、一度も首相の出席を得られなかつたことは非常に遺憾に思ふ。この教育関係法律案をよりよく成立させ、如何に國民の血税をこれに振向け、私は如何なる人も文句を言ふ人はいないと思ふ。と申しますのは、教育に關する法律案の國民への影響性というものは、都市と山間僻地とを問わず、更に老若男女を問わず、私には富しきと富める者とを問わず、私はすべての階層に互つて等しく影響性を持つものは、私は教育関係の法律案に右するものはないと思ふのでございませう。そういう角度から、我が國の現状から如何に遊離したところの理想なものかという一部の批判がありまして、私はそういう法律案が国会において成立することは、國民の大多数が希望こそすれ、決して私はそれに対して不満を表明する國民はないと思ふ。そういう立場から私たちはこういう法律案の審議に當つてはもう少し抜本的に自分の基本的態度の再検討を要するのではないか、こういうふうにか考へるのではありません。よく世間で言われておりますが、教育のことが余りにも軽視されてゐる。これは私は否定できないと思ふ。而も我々立法府における者は、私こそ無産階級でございませう。大部分のかたはこれは有産階級に屬するが、多いのでございまして、この勤労大衆、無産階級の國民がそのかわい子孫の教育に如何ほどその胸

を痛めているかという心情を察する点においては、私は現在の国会というものは私は不十分な点があると思ひます。その点に胸に手を当てて考えるならば、若干の国家財政の支出が伴ひましても、私は又この法律案審議に対する基本的態度というものが考えられるのじやないか、こういうふうに考えるものでございします。更に私は現在の我が国の教育こそ危機にあるときはない、こういうふうに私は考えております。と申しますのは、敗戦後新教育が発足して以来、いわゆる教育の危機というものが折々叫ばれ、そのときに教育財政の貧困というものがその最も大きな原因である、従つて教育財政の確立をやらなければならぬというところがよく叫ばれていたのであります。が、現段階におきましてはその財政的立場のみならず、いわば六・三・三・四の学制の制度そのものにつきましても、或いは教育行政制度そのものにつきましても、非常に安定感がない。これほど日本が独立して、自主教育を推進しなければならぬ段階に、而も日本の将来の礎になる教育の面が現状にあるといふことは、私は非常に悲しむべきことだと思ひ、ここにおいて我々が決心すべきことは、やはりこの義務教育費国庫負担法の審議に當つては、基本的にもう少し飛躍したものを要請されて然るべきだ。更にもう一つの角度から考えますならば、教育の振興を図ると同時に、やはり我が敗戦後民主国家の建設と言つては、その基礎が地方自治の確立にあり、その裏付けが地方財政の確立でなければならぬ、その地方財政の確立とこの教育財政といふものが不可分の関係にあり、これ

らを総合的によく検討して結論が出されなければ、私は地方自治の確立、日本の民主政治の確立というものも期し得られないし、更に教育の民主化、教育の振興というものも考えられない。そういう角度から私は考えておるものでございします。ここに衆議院から回付された案並びに若干非常な御努力は見られるのでございします。が、緑風会の堀越委員から出された修正案、この程度では私は国民の要望に応えるゆゑんではない、こういうふうに私は考える次第でございします。荒木委員から提案されましたところのこの修正案は、我が国の国情を以てしても本當に政治家が教育の重大性、日本の将来に及ぼす影響性、更に子供に対するところの愛情、それから日本の勤労大衆が如何にかわいひ自分の子供の教育のために苦渋しているか、その生活の戦いといふものを實際に見聞されて、私は対照されるならば、この荒木委員の修正案といへども私は理想に過ぎて妥協でないといふ意見は出て来ないんじやないか、こういうふうに私は考えるものでございします。

最後に私は一言申し上げますが、それはやはり国家財政的な立場でございします。が、ともかく如何に言おうとも、現在戴いておる憲法はやはり平和憲法であり、文化的な民主的な憲法なのでございします。その基本線に沿つて六・三・三・四というような新学制が布かれて、その中核をなすところの義務教育の振興に當りまして、いわゆる六・三・三補助といふものが六カ年の長きに互つて全国民的な要望で叫ばれたにもかかわりませず、御承知のごとく六カ年全國民的な要望を政府当局にぶつつけ

て、而も二百六億八千万円程度しか確保できていない現在、教育施設が十分であるといふことは各位の御承知の通りでございします。これに反しまして国際情勢が如何にとにかくあろうとも、憲法は平和憲法であり、或いは戦力とか或いは自衛力の定義を如何に吉田総理以下が述べられましようとも、ともかく戦事とか、或いはバズーカ砲を持つていておる警察予備隊が生まれて、僅か三カ年間にすでに千五十億円の予算が国会で承認されておる。更に五百六十億からなるところの安全保障費の一部が、国会の承認を得ることなくしてそれに流用されるかも知れないといふ。こういう私は事態を考えるときに、本當に私はさつき申し上げましたような基本的な立場から考慮するならば、荒木委員の修正案といへども我が国の向うべき方向、更に我が国の財政といふ立場から不可能事であると言つて一笑するには當らない。私は飽くまでも原案並びに緑風会の修正案はこれへの第一歩を踏み出したといふことは是認いたしますけれども、先ほど私が申し上げたように、独立後新しく門出をしようといふお互いは、少くとも荒木委員の提案にかかる修正案程度は国会において審議成立すべきものである。而も各位の御賛成を得られるであらうという確信の下に、私は堀越君の提案にかかる修正部分並びにそれを除くところの原案に反対して、荒木委員の提案する修正案に賛成の意を表明するものであります。

○堀越君 簡単に私は緑風会を代表いたしまして本案に賛成をいたす次第であります。というてこの程度の案では決して双手を挙げて賛成はできないのであります。片手も挙げられないうのであります。恐らく小指一本挙げて賛成するくらいのもので、提案者なり、政府当局も十分肝に銘じて御記憶を願ひたいと思ひます。憲法に謳われた義務教育無償の原則に則り、又教育を尊重すべき現在の日本から考えて、教育財政の確立といふことは重大であります。せめて衆議院で練られました原案に近いものであるならば、非常に満足すべきものであると思ひます。が、現在の財政状態から考えて、諸種の事情から止むなしくことに立至つたことに對して我々は遺憾とするのであります。ただ教育財政の確保の上から橋頭堡を築いたと、一歩前進したといふ点からこの原案に對して賛成を、将来提案者も政府もつと前進したものを再びこの委員会に提出されることを希望するのであります。

○高田君 高田君は五名の提出されました修正案に對しては私は涙をふるつて反対をするのであります。當文部委員会においても義務教育並びに一般の教育費の国庫負担といふもの、それに對して小委員会を設けて、特に熱心にしばしば、会合を開いて審議をいたしまして一応の我々はまとまつた案を得たのであります。現在の日本の教育の姿はかくあるべしといふ一つの我々は案を得たのであります。現在の段階においてその案をこの中に盛り込むことができないといふことは甚だ遺憾であります。が、近い将来において高田なほ子君は五名のかたが提出された修正案が実現する機会のあることを心から祈念して止むなく本日はこの現段階においては反対をする次第であります。

○委員長(梅原眞隆君) 他に御意見はございせんか。……別に御意見もないようでございますから、討論は尽きたものと認めて御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(梅原眞隆君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。義務教育費国庫負担法案について採決をいたします。

先ず討論中にありました荒木正三郎君は五名提出の修正案を議題に供します。荒木君は五名提出の修正案に賛成のかたは御起立を願ひます。

〔賛成者起立〕

○委員長(梅原眞隆君) 少数でございします。荒木君は五名提出の修正案は否決されました。

次に堀越君提出の修正案を議題に供します。堀越君提出の修正案に賛成のかたは御起立を願ひます。

〔賛成者起立〕

○委員長(梅原眞隆君) 多数でございします。堀越君提出の修正案は可決されました。

次に修正の部分を除いた原案を議題に供します。修正の部分を除いた原案に賛成のかたの御起立を願ひます。

〔賛成者起立〕

○委員長(梅原眞隆君) 多数でございします。よつて義務教育費国庫負担法案は多数を以て修正議決されました。

なお本会議における委員長の口頭報告の内容は、本院規則百四條によりましてあらかじめ多数意見者の承認を経なければならぬことになつておりますが、これは委員長において、本案の内容、本委員会における質疑応答の要

旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することとしまして御承認を願うことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(梅原眞隆君) 御異議ないと認めます。

それから本院規則第七十二条によりまして委員長が議院に提出する報告書につき多数意見者の署名を附することになつておりますから、本案を可決することに賛成されたかたは順次御署名を願います。

多数意見者署名

草葉 隆圓 黒川 武雄
白波瀬米吉 木村 守江
前之園喜一郎 左藤 義詮
堀越 儀郎 山本 勇造

○木村守江君 私は只今修正可決されました堀越君提案の義務教育費国庫負担法案の修正案につきまして次の附帯決議をつけるの動議を提出いたします。

一、教職員給与費の国庫負担額の最高限度を政令で定める場合には、その限度の基準は、少なくとも各都道府県の従来の実績を下まわらないように定めること。

二、速かに地方財政法第五条を改正して、地方の財政能力の如何にかかわらず老朽危険校舎の改築費を常に起債の対象として確保できるようにすること。

三、戦災その他の災害を被つた校舎に対しては、地方財政法の規定に基き、速かに国庫の負担区分を明確にし、かつその復旧を促進するよう特別の措置を講ずること。

以上であります。
○委員長(梅原眞隆君) 只今木村君提出の通り附帯決議を付することに賛成

の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長(梅原眞隆君) 多数でございします。よつて木村君提出の義務教育費国庫負担法案に附帯決議を付することに決定いたしました。

ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(梅原眞隆君) 速記を始めて下さい。

○木村守江君 只今の動議は堀越儀郎君提出の修正案に対して附帯決議を付するといふ動議でありますからしてお諮り下さいまして、委員長報告の際にこの報告をせられるように希望いたします。

○委員長(梅原眞隆君) それでは只今木村君の御提出になりました御意見の通り、委員長の報告にこれを付することにして御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(梅原眞隆君) それではさうに取計らいます。

それでは本日はこれで散会いたします。

午後五時二十七分散会